

【資料2】

フレイル予防啓発事業業務仕様書

1 事業名 フレイル予防啓発事業業務委託

2 目的

介護予防を見据えた健康づくりを推進するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や第3期健康秋田21計画の基本方針を踏まえ、フレイルに関心を示す後期高齢者のみならず、予防活動は前期高齢者のもとより、若い世代からの取組が重要である。

また、フレイル予防活動の現場では、男性や若い世代の参加が少ないという課題があるほか、フレイル予防活動に関心の薄い層へのアプローチの仕方など、指導者において関心が高いところである。

そこで、県民がフレイル予防を身近に感じ、取り組みやすくなるよう、年齢や性別、関心の有無に関わらず、フレイル予防活動に関する知識の普及啓発を担う健康づくり地域マスターや、市町村職員等の人材を育成し、フレイル予防の普及啓発を図る。

3 実施期間

契約締結をした日から令和9年2月28日

研修は、夏～冬にかけて開催し、参加者アンケートを実施した上で、成果を報告する。

4 委託業務の内容

(1) 健康づくり地域マスターの養成研修

フレイル予防の取組に活用できる知識の普及や地域における健康づくり活動を推進するため、日頃から高齢者に健康づくりの指導を行っている者や市町村職員等を対象に、研修を実施する。

① 募集

ア) 市町村のスポーツ推進委員や食生活改善推進員、介護予防活動に取り組む方など今後健康づくり地域マスターとして活動することを検討している者のほか、健康づくり地域マスター登録者の再受講など活動に関心のある方を広く対象として募集する。

イ) 参加者確保に向けてチラシ作成やSNS広告などによる広報活動を行うこと。

チラシデザインは、モノクロコピーでも鮮明に読み取りできるものとする。なお、市町村等関係機関には、県から開催通知を送付する。

ウ) 申込時にはオンラインやFAX等により効果的に受け付け、参加者をとりまとめること。なお、確保する参加者は現地とオンラインで70人を目標とする。

エ) 募集にあたっては、研修受講が健康づくり地域マスターの登録につながる旨を示すこと。

② 場所・回数等

秋田市内の公共施設等を会場として、1回開催する。現地で参加する定員を30人程度とするほか、オンライン受講にも対応できる体制を整えること。

③ 内容

参加者に対し、フレイル予防に精通する講師が講演や実技等で指導する。

フレイル予防の課題に対応する講師1名により90分程度の講演等を設定するほか、県が紹介する運動や歯科分野等の講師で構成した研修会とする。

④ 配信

研修内容を動画保存し、後日オンライン参加者に配信する。

(2) 市町村職員等を対象とした専門研修

フレイル予防に向けて行動変容を促す実践力等資質向上を図るため、日頃フレイル予防の活動に従事する方を対象に、研修を実施する。

① 募集

ア) 市町村職員や地域包括支援センター職員、スポーツ推進委員や食生活改善推進員、健康づくり地域マスター等を対象に募集する。

イ) 参加者確保に向けてチラシ作成やSNS広告などによる広報活動を行うこと。

チラシデザインは、モノクロコピーでも鮮明に読み取りできるものとする。

なお、市町村等関係機関には、県から開催通知を送付する。

ウ) 申込時にはオンラインやFAX等により効果的に受け付け、参加者を取りまとめること。なお、確保する参加者は現地とオンラインで70人を目標とする。

② 場所・回数等

秋田市内の公共施設等を会場として、1回開催する。現地で参加する定員を30人程度とするほか、オンライン受講にも対応できる体制を整えること。

③ 内容

フレイル予防や活動の指導に精通する講師を確保し、フレイル予防の課題に対応する講演や実技を3時間程度で指導する。

【カリキュラム参考例（3時間程度）】

- ・フレイルとフレイル予防の考え方
- ・フレイル予防と指導者の役割
- ・運動習慣を作る自主グループの立ち上げ
- ・高齢者健康づくり運動指導のポイント

④ 配信

研修内容を動画保存し、後日オンライン参加者に配信する。

(3) アンケートの配付、受領及び集計・分析

各研修会で、参加者アンケート（以下「アンケート」という。）を配付するとともに、参加者にアンケートの提出を依頼し、回収し、集計すること。

なお、アンケートの内容は県と協議すること。

5 報告

委託業務の実施にあたり、必要に応じて進捗状況を随時報告するとともに、実施後は、成果（参加者数、実施内容、参加者からのアンケート結果及び分析）をまとめた報告書を作成し、提出すること（紙媒体、電子媒体（PDFデータ）各1部、各種広報に用いた啓発資材一式）。

6 秘密の保持

本業務の実施に際して知り得た情報については、目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りでない。

7 再委託

受託者は、委託業務の処理を一括して他の事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ県の承諾を得ること。

8 その他

(1) 県は、受託者に業務を継続させることが困難と判断した場合は、協議の上、契約を解除することがある。

(2) 報告書等の著作権は、県に帰属するものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上定めるものとする。